

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県多久市多久町757番地5

氏 名 真生工業株式会社

代表取締役 中島 功

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和7年（2025年）4月23日

許可の有効年月日 令和9年（2027年）8月19日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及び金属くず 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破 砕	木くず、がれき類及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
安 定 型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 及びがれき類 以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	圧縮・梱包施設	破砕施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（圧縮・梱包）にある産業廃棄物の種類の全て	木くず
設置場所	佐賀県多久市多久町3555番53、3555番55	佐賀県多久市多久町3555番53
設置年月日	平成20年5月24日	平成28年12月19日
処理能力	廃プラスチック類：3.0t／日（8時間） 紙くず：1.9t／日（8時間） 繊維くず：4.4t／日（8時間） 金属くず：1.5t／日（8時間）	125t／日（8時間）
許可年月日		平成28年（2016年）10月24日
許可番号		佐賀県指令28循環第10号

（裏面へ）

種 類	破碎施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	がれき類及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
設置場所	佐賀県多久市多久町3555番17
設置年月日	令和5年9月8日
処理能力	がれき類：480t／日（8時間） ガラスくず等：320t／日（8時間）
許可年月日	令和5年(2023年)8月4日
許可番号	佐賀県指令5循環第8号

種 類	安定型最終処分場
産業廃棄物の種類	1. の最終処分業（安定型）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀県多久市多久町3555番31、3555番53、3555番55、3555番56、3555番199、3555番220、3555番222
設置年月日	平成18年10月20日
処理能力	面積：6,904㎡、容量：58,204㎡（第4工区まで） （許可面積：8,282㎡、許可容量：66,736㎡）
許可年月日	平成30年(2018年)11月2日（変更許可） （令和7年(2025年)5月21日（軽微変更等届出））
許可番号	佐賀県指令30循環第6号

3. 許可の条件

木くずの破碎施設を移動して使用する場合は、施設の稼働は排出事業場敷地内に限り、かつ、敷地境界から17m以上離して設置すること。

がれき類及びガラスくず等の破碎施設を移動して使用する場合は、施設の稼働は排出事業場敷地内に限り、かつ、敷地境界から6m以上離して設置すること。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 8月20日 更新許可 優良基準適合

令和 3年10月29日 変更届 安定型最終処分場（平成18年10月20日設置）の処理能力の変更
（面積：4,410㎡→5,627㎡、容量：27,664㎡→45,354㎡、
許可容量：72,047㎡→69,156㎡）

令和 5年 9月28日 変更届 事業場及び保管場所の追加

令和 5年11月14日 変更許可 中間処理業（破碎）の産業廃棄物の種類及び破碎施設（令和5年9月8日設置）の追加

令和 7年 4月23日 変更許可 中間処理業（破碎）の産業廃棄物の種類及び保管場所の追加

令和 7年 7月14日 変更届 安定型最終処分場（平成18年10月20日設置）の処理能力の変更
（面積：5,627㎡→6,904㎡、容量：45,354㎡→58,204㎡、
許可容量：69,156㎡→66,736㎡）

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。